

# 『お知らせ』

会津地域へ  
避難されている皆さまへ

文科省・原賠ADRセンター会津支所は、  
第2・第4水曜日に大熊町役場会津若松出張所  
(旧学鳳高校跡)に出張窓口を開設しています。

※出張窓口開設日は裏面の通りです※

大熊町役場会津若松出張所(旧学鳳高校跡)周辺地図



【一箕町松長の支所窓口開設日が変わりました】  
窓口開設日：毎週月・火・木曜日

## 原子力損害賠償紛争解決センター について

原子力損害賠償紛争解決センター  
(原賠ADRセンター)は、どなたでも  
ご利用いただけます。

- 直接の交渉で示された賠償金額では納得できない場合
- 直接の交渉で被害を申し出たが賠償されない場合
- 裁判よりも簡易・迅速な手続で賠償を実現したいと考えるときなど…

原賠ADRセンターをご利用ください。

## ◎原賠ADRセンターの特徴

- ★中立・公正な国の機関が仲介します。
- ★裁判よりも手続が簡便で、ご本人様お一人でも申立てができます。
- ★申立てに当たり、納付していただく費用はありません(仲介費用は無料です)。  
※ただし、送料などの実費は各自ご負担いただきます。
- ★中間指針(賠償について国に設置された審査会が定める一般的な指針)に明記されなかったものについても、個別の事情に応じて和解案を提示しています。

## 『支所の主な業務内容について』

- ・申立に係る申立書の配布と、書き方のご説明を行っています。
- ・申立書の受付や申立後の流れなどのご説明を行っています。
- ・各種パンフレットや和解事例集をお渡ししています。

【なお、賠償されるかどうかのご相談には応じかねます。】

ご存知ですか？

➤ **原発事故の賠償請求にも「時効」があります**

原発事故による賠償の時効は「損害を知った時から10年」です。

また、時効前にセンターに申し立てられた和解の仲介について、仲介の間に損害賠償に時効がかからないようにする特例法が制定されています。

**出張窓口の開設日(2019年4月～6月)**

4月10日・4月24日

5月8日・5月22日

6月12日・6月26日

いずれも第2・第4水曜日

**2019年7月以降の開設月日は改めてお知らせ致します**

【一箕町松長の支所窓口開設日が変わりました】

**窓口開設日：毎週月・火・木曜日**

**原子力損害賠償紛争解決センター**

【福島事務所 会津支所】福島県会津若松市一箕町松長 1-17-62

業務時間 月・火・木曜日 9:00～17:00(祝日及び12/29～1/3を除く)

申立書は、支所以外にも原賠ADRセンターのホームページからのダウンロード、または下記フリーダイヤルにお電話いただくことでも入手可能です。

お問い合わせ先…0120-377-155(平日 10時から 17時) ※ただし、年末年始を除く

または

文部科学省 ADRセンター

検索

